

ESG・SDGs 等への取組みと監査役

【日 時】 2018 年 11 月 27 日（火） 14：00～17：00
【問題提起者】 板垣隆夫氏（元日本オキシラン(株) 常勤監査役）
【コーディネータ】 本田安弘氏（元 トーセイ(株) 常勤監査役）
【会 場】 文京区民センター 3F 3-C 会議室

★最近 ESG や SDGs などグローバルな社会課題への企業の取組みが注目を集めています。
ブームともいべきこの動きを監査役としてどう受け止めれば良いのか。
なぜこんなに横文字や略号ばかりが氾濫しているのか。
従来の CSR や SRI、グローバルコンパクトとどう違うのか。
ここ数年進行してきたコーポレート・ガバナンス改革とどう関係するのか。
そもそもの基本的概念や歴史を確認しながら、監査役との関りを一緒に考えていきます。

【構成】 本文 26 頁

<はじめに> 問題意識

1. ESG・SDGs とは何か（基本概念）
2. ESG・SDGs の歴史と最近の動向
3. 従来の CSR、SRI、グローバルコンパクトとの違いと共通性
4. 今なぜ ESG・SDGs が注目されるのか（背景）
5. ESG・SDGs 経営の意義と取組み
6. ESG 投資の手法と取組み
7. ESG をめぐる規制と ESG 関連リスクの管理
8. ESG 関連リスクの開示と統合報告書
9. CSR・ESG・SDGs への批判的見解
10. ESG・SDGs 経営、ESG 投資が抱える問題点と課題
11. ESG 経営における監査役の役割を考える（私論）

★各章の「論点」及び 10～11 の記述は私見。

【別紙資料】

資料 A. SDGs 関連資料 計 7 頁

- ・ SDGs とは 1
- ・ 17 の目標 2
- ・ SDGs のゴールとターゲット 3-6
- ・ SDGs アワード 7

資料 B. ESG 投資関連資料 計 8 頁

- ・ SRI から ESG 投資への展開 1
- ・ ESG 投資残高 2
- ・ 責任投資原則（PRI）の普及 3
- ・ ESG 投資の手法 4
- ・ PRI と SDGs 5
- ・ GPIF 採用指数 6
- ・ MSCI の主要 ESG 課題 7
- ・ Sustainability と Inclusiveness 8

＜はじめに～問題意識＞

- ◆ ここ数年でESG、SDGsに取り組む企業が急速に増えて、一種のブーム現象といえる状況にある。証券会社に行けば、社員の皆さんが胸にSDGsのバッヂを誇らしげに着けている光景は、本来感動すべきものかも知れないが、正直違和感が先立つ。血眼になって利益を追求してきた投資家や証券会社が、なぜ急に倫理的な人間に改心したのかと。
- ◆ 今から10年位前に起こった内部統制ブームを思い起こす。あの当時日本には内部統制の専門家がこんなに沢山いたのかと驚くほど、多くの雑誌で特集が組まれ、山のように本が出版された。しかし、数年でブームは去り、話題はIFRSなどに移り、内部統制はあたかも忘れられたかのようにであった。しかし、ブームは去っても、米国から移入された内部統制報告制度はしっかり残り、毎年多くの労力とコストが投入されている。ところが、スタートして10年が経ち、制度としての空洞化、形骸化が指摘されながら、真剣にその実効性が表だって議論されることはなかった（最近ようやく本格的な見直しの動きが出てきた）。何かおかしくないか。
- ◆ 今日のブームとも云えるESG、SDGsの急速な拡大の動きにも、形式化・形骸化に陥る危険はないのか。なぜ最近になってブームとも云うべき大きなうねりとなっているのか。なんでこんなに横文字や略号ばかりが氾濫しているのか。従来から議論されてきた企業の社会的責任（CSR）やCSV、SRI、国連グローバルコンパクトとどう違うのか、あるいは同じものなのか。ここ数年進行してきたコーポレート・ガバナンス改革とどう関係するのか。ROE経営の旗振り役であった伊藤邦雄教授がなぜESG経営でも先頭に立って旗を振りながら「ROESG」などを提唱しているのか。最近はやりの統合報告はあの長い報告書を一体誰が読むのだろうか、等々疑問は尽きない。
- ◆ 本日は、まずは先入観なしにそもそもの基本的概念や歴史を確認していく。その上で、前記の諸々の疑問への回答を考えていく。最後にESG経営における監査役の役割について、全くの私見ではあるが、試案を提示して皆さんと一緒に考えて参りたい。

1. ESG・SDGsとは何か【基本概念】 藤田香、知恵蔵、デジタル大辞泉他

以下は最低限知っておくべき用語とその説明。

【ESG】environment, society and (corporate) governance

環境（environmental）、社会（Social）、企業統治（corporate governance）を指す。企業や機関投資家が持続可能な社会の形成に寄与するために配慮すべき3つの要素とされる。企業が主体の場合はESG経営、投資家が主体の場合はESG投資という。

一般的に考慮されている点は、以下のとおりである。

E：気候変動、温室効果ガス排出、大気汚染、資源効率性、生物多様性

S：人権問題、労働基準、安全衛生、人的多様性の方針、地域社会との関係、人的資本（健康や教育）の発展

G：企業統治、汚職、法の支配、社会制度の頑健性、透明性

【CSR】corporate social responsibility

企業の社会的責任。CSRには多様な定義がある。

企業は大規模になるほど、株主の私的所有物から社会の所有物、すなわち社会的存在という性格を強める。このことから、企業は株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、さらには地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められるようになる。従って、経営者は企業をそうした社会的存在として運営していく責任、すなわち経営者の社会的責任を

負っている。単なる法令順守という意味以上に、様々な社会のニーズを、価値創造、市場創造に結びつけ企業と市場の相乗的發展を図ることがCSRである。CSRは企業の信頼構築、競争力を向上させるほか、株価の上昇にも影響を与える。(知恵蔵)

【CSV 共有価値の創造】Creating Shared Value

企業が本業を通じ、企業の利益と社会的課題の解決を両立させることによって社会貢献を目指すという、企業の経営理念。2011年に米国の経営学者マイケル・ポーターが提唱。CSR（企業の社会的責任）よりさらに踏み込み、より直接的に課題の解決を図ることで、企業価値の向上を目指す。(デジタル大辞泉)

ポーター教授は、企業が社会との共有価値を創造するために3つの方法を挙げている。①製品と市場を見直す。公的機関が対応してきた社会課題について、自社の製品やサービスがどう解決できるかを探索しながら新規事業を創出する。②自社のバリューチェーンの生産性を再定義する。効率化を通じたコスト削減や調達先の育成を通じて高品質材料を安定的に調達できるようにするなどして社会問題を解決する。③企業が拠点を置く地域を支援する産業クラスター（集積）を作ることである。

【ISO26000】

ISO（国際標準化機構）が策定した組織の社会的責任（SR）に関する国際規格。2010年11月に発行した。対象はあらゆる組織体を想定している。企業にとっては、国際的に共有されたCSR規格とみなすことができる。ISO26000の特徴は認証規格ではなく、ガイダンス文書であるという点にある。環境マネジメントのISO14001や品質マネジメントのISO9001が、要求事項からなる規格への適合性を第三者が認証したり、自己宣言したりできるのに対して、ISO26000は適合性という概念に基づく活用はできない。マネジメントプロセスを規定するのではなく、具体的なアクションを例示することに力点を置く。環境・人権・労働など7つの中核主題に関するグッドプラクティスを400以上列挙しており、ボリューム的にもこの部分が全体の半分以上を占める。国際社会に通じるCSRの推進を目指す企業には、最も有効で広範な活用が可能な手引書と言われる。(藤田 香)

【SDGs 持続可能な開発目標】 (Sustainable Development Goals) 別紙資料A 1-6
国連が定めた2016年から2030年までの世界が達成すべき持続可能な開発目標である。2015年に達成期限を迎えるミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる、環境と開発問題に関する新たな世界目標。2012年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で策定の開始が合意された。貧困や健康、女性、環境などに関する17の目標と、169の小目標に分かれている。2016年3月には、SDGsの進捗を測る230のインディケーター（指標）が示された。2016年5月には安倍晋三首相を本部長、全閣僚を構成員として「SDGs推進本部」が発足した。国連グローバルコンパクトと持続的な開発のための世界経済人会議（WBCSD）、GRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）は企業がSDGsを進めるための手引書「SDGs COMPASS」を発表し、SDGsの理解、優先課題の決定、目標の設定、経営への統合、報告とコミュニケーションの手順を進めることを指南している。(藤田 香)

【国連グローバルコンパクト】 The United Nations Global Compact

国連が企業に実践を呼びかける、10項目の普遍的原則。1999年のダボス会議で国連事務総長アナンが人権・労働・環境に関する九つの原則を提唱。2004年に不正・腐敗の防止に関する原則が追加された。企業は、国際的に認められた規範を遵守しながら事業活動を展開することによって、社会的責任を果たし、社会の持続的發展に貢献する。161か国から約1万3000の企業・団体が参加（2017年11月現在）。人権の保護、人権侵害の防止、組合結成や団体交渉権の承認、強制労働・児童労働・職業上の差別の撤廃、環境問題の予防、環境への責任ある取り組み、環境技術の開発・普及、強要や贈収賄などの不正・腐敗の防止を呼びかけている。(デジタル大辞泉)

【ビジネスと人権に関する指導原則】

多国籍企業が引き起こす人権問題を解決するために、コフィ・アナン元国連事務総長は米ハーバード大学のジョン・ラギー教授を「国連事務総長特別代表」に任命し、人権問題の枠組みづくりにあたらせた。ラギー氏が2008年に発表したのが「ラギーフレームワーク」である。国家には人権を保護する義務があり、企業には人権を尊重する責任があり、人権侵害を受けた人は救済される仕組みがあるべきとするものだ。ラギーフレームワークを実行するルールとして2011年に採択されたのが国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」だ。人権に注意を払って点検する仕組み「人権デューディリジェンス」を打ち出した。企業はサプライチェーン全体において人権の負の影響を洗い出し、リスクが高い問題を絞り込み、対策を講じることを示した。この考えがISO26000や「OECD（経済協力開発機構）や国籍企業行動指針」に盛り込まれた。（藤田 香）

【ESG投資】

投融资に際し、ESGの三つの視点から投融资先を評価、選別、監視していく考え方をESG投資（又はESG責任投資）という。ESG投資は、環境とガバナンスを重視しつつ、より広い観点から企業の社会的な価値を評価しようとする考え方がベースになっている。ESG投資が注目される理由の一つに、投資の短期リターンの追求が、グローバルな金融危機を引き起したという反省がある。短期的な利益追求の側面から企業を評価するという方法を転換し、気候変動や世界的な労働環境の変化などのリスク対応を含めて長期的な持続可能性を評価する、「サステナビリティ（持続可能性）投資」の必要性が指摘されている。世界のサステナブル投資（大半がESGに配慮した投資）の金額は年々伸びており、2016年には2755兆円に上った。（藤田 香）

【社会的責任投資】SRI（socially responsible investment）

企業の社会的責任（CSR）を重視した投資。環境保護や人権保護などの社会的責任を果たそうとする企業を選別して投資すること。タバコや酒、武器などの事業を手がける企業を除くことから始まった。（デジタル大辞泉）

【責任投資原則】PRI（Principles for Responsible Investment）

金融機関などが投資の意思決定を行う際には、投資先となる企業の環境・社会問題・企業統治（ESG問題）への取り組みを考慮・反映すべきであるという原則。2006年にアナン国連事務総長が提唱。（デジタル大辞泉）

①アセットオーナー（年金基金等）、②運用機関（資産運用会社等）、③評価機関、助言会社等が署名。

【統合報告書】

企業は財務情報と、環境や企業の社会的責任（CSR）などの非財務情報を別々に開示してきた。統合報告書とは、これらを統合し、財務情報や環境や社会への配慮のみならず知的財産から内部統制や中長期的な経営戦略までをまとめて伝える報告書。企業の持続可能性や業績を長期視点で評価する投資家が読むことを想定する。2010年にチャールズ英皇太子が設立した「A4S（持続可能な会計プロジェクト）」とGRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）が共同で「国際統合報告評議会（IIRC）」を創設し、このIIRCが2013年末に統合報告書の枠組みを公表した。IIRCは統合報告書を、組織が中長期的にどのように価値創造しているかを説明するものと定義する。企業に対して開示を求める情報に、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会資本、自然資本の六つの資本を挙げた。日本では統合報告書を発行する企業が増えている。企業価値レポート・ラボによると、2015年に統合報告書を意識した構成の報告書は国内で194社に上り、2013年の95社から急増した。（藤田 香）

【論点】

▼なんでこんなに横文字や略号ばかりが氾濫しているのか？

➤

○元々欧米で発展した概念であり、近年は国連が大きな役割を果たしていることから、用語もグローバルな共通語が使われる。

○日本では特に外国人投資家を意識した株価維持という経済対策の一つの手段として積極的に導入された。

○物事の本質が理解されないまま、言葉だけが独り歩きして流行する危険性を孕んでいる。

2. CSR・ESG・SDGsの歴史と最近の動向

◆「企業の社会的責任」論から「CSR」論へ

- ー 20世紀初頭 二大原理 企業家の社会的責任が中心
慈善原理(charity principle) 企業篤志家
受託原理(stewardship principle) 温情主義的施策 利害関係者の付託に応える義務
- ー 1960年代～70年代アメリカにおいて環境保護運動、公民権運動、消費者運動など広範な社会運動と連動して、企業の社会的責任を追及する具体的、実践的要求運動として展開された。
(ラルフ・ネーダー、GMキャンペーン等)
- ー 我が国においても1970年代、公害問題、消費者保護問題に関する運動の中で、「企業の社会的責任」論が盛んに議論された。(水俣病、富山イタイイタイ病等)
- ー 「企業に社会的責任を果たさせる」という「社会の論理」「運動の論理」
➤1980年代以降「企業として社会的責任を果たす」という「企業の論理」への転換

◆社会貢献(フィランソロピー) CSRから戦略的CSR・CSVへ

- ー 2003年は日本におけるCSR元年と言われ、「ブーム」とも「バブル」とも表現された。
- ー 寄付やフィランソロピー(社会貢献)を通して自社のイメージを向上させるという従来のCSR活動は、事業との相関関係がほとんどなく、社会へ大きな影響を及ぼすことがない点が問題視されてきた(受動的CSR、マイケル・ポーター2006年)。
- ー これに対し、事業戦略(本業)として環境・社会課題にチャレンジしていくことで企業価値の創造につなげるといった「戦略的CSR」=CSV(利益を生むCSR)が提起された。経営にサステナビリティを包含することによって、社会価値と株主価値の両方を統合した「共通価値の創造=共創」をもたらすとされた。(戦略的CSR=本業CSR)
- ー 2010年11月にCSRに関する国際規格・国際規範として発行されたISO26000は、CSRに多様な理解する状況を打開するものとして国際的定義を打ち出した。「社会的責任」の基本認識として、「組織は社会的に責任ある行動をとる必要がある」「責任ある行動をとることが組織にとっての利益につながる」「組織の社会的責任の目的は、持続可能な発展に貢献することである」旨を述べており、基本的に戦略的CSRの立場に立っている。

◆CSR経営からESG・SDGs経営へ

- ー 2015年はESG元年と言われる。(2018年はSDGs元年?(笹谷秀光))
- ー 今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。
- ー 企業経営においても「サステナビリティ」という概念が普及し、社会や環境を意識した経営戦略は、企業利益や企業価値向上に繋がると言われるようになった。
- ー SDGsに関しては、2016年政府が、内閣総理大臣を本部長とし全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設立し、日本の2030アジェンダの実施に向けた具体的な国家戦略である「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定した。また、

SDGs 推進本部の下に、行政、企業、国際機関、NGO・NPO など多様なセクターが集まり、マルチステークホルダーで意見交換を行う「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」が設置されており、日本全体として、SDGs 達成に向けた取り組みが進展しつつある。

◆ 国際行動規範（国連）の動き 別紙資料B-1、2、3

- ー 1999 年 アナン国連事務総長が、人権、労働、環境の3つの領域における9原則（その後腐敗防止を追加し10原則）からなる企業行動原則（グローバル・コンパクト）を提唱。
- ー 2006 年 アナン国連事務総長が、国連責任投資原則（PRI）（Principle for Responsible Investment）を提唱した。金融機関などが投資の意思決定を行う際には、投資先となる企業の環境・社会問題・企業統治（ESG 問題）への取り組みを考慮・反映すべきであるという原則。すでに世界1,700 機関以上のアセットオーナーや運用会社などが署名しており、世界最大の年金基金である日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）も2015 年9 月に署名をしたっており、これが大きな影響力を発揮している。
- ー 国連責任投資原則に署名した投資家への要請
 - 第一原則 投資分析と意思決定プロセスにESG の課題を組み込むこと
 - 第二原則 株主として議決権行使などの方針にESG 課題を組み入れること
 - 第三原則 投資対象の主体に対してESG の課題について適切な開示を求めること

◆ SRI、ESG投資の変遷

- ー 投資の意思決定において、従来型の財務情報だけを重視するだけでなく、ESG も考慮に入れる手法は「ESG 投資」と呼ばれる。他にも「責任投資（Responsible Investment）」「持続可能な投資（Sustainable Investment）」などの呼称がある。
- ー 寄付や慈善による援助でなく、市場メカニズムを通じた投資・金融へ
 - ＜SRI の起源＞ 小方信幸「社会的責任投資の哲学とパフォーマンス」
 - 第1 期（17-19 世紀）英国のクウェーカーやメソジストの規範「お金は大いに獲得し、大いに節約し、大いに捧げなさい」➤投資における社会的責任概念SRI の萌芽
 - 第2 期（1900-1960 年代）倫理的投資の時代。キリスト教倫理に反する特定の産業及び企業（ギャンブル、アルコール、タバコ関連企業など）を投資対象から排除。SRI の基礎。
 - 第3 期（1970-1980 年代）SRI の原型形成期。米国の公民権、女性の権利、消費者運動、ベトナム戦争反対、環境保護などの運動を背景にした株主行動。環境と社会性に焦点を当てた新たなタイプのファンドの登場。
 - 第4 期（1990 年代以降）SRI の拡大期。グローバル化の進展に伴う、環境問題、発展途上国の人権・労働問題の深刻化し、SRI 投資家も環境・人権問題に大きな関心。従来からのネガティブ・スクリーニングに加え、環境・人権などに対する企業の取り組みを評価するポジティブ・スクリーニングが広がり始める。またグローバルな活動を展開している大企業のサプライチェーンを通じて与える影響力に注目が集まる。
- ー ESG 投資は1990 年代から注目を集めるようになった。株式市場において宗教、価値観、環境等のテーマに沿った活動を行っていた投資家から始まったこの動きは、1999 年 国連事務総長が提唱した企業行動原則（グローバル・コンパクト）、更に2006 年に提唱された国連責任投資原則（PRI）によって拡大した（責任投資原則に署名した機関投資家・アセットオーナー等2017 年8 月末時点で1,783 社）。2007 年には国際機関によってレーベルド・ボンドが発行されたことで、債券においても促進されるようになった。
- ー 社会的責任投資、倫理投資、ESG 投資を含む持続可能な投資は、一般的な金融市場において急速に足場を固めつつある。世界サステイナブル投資アライアンス（GSIA2017）によると、世界的にESG 投資は、過去2 年間で25%増加し、23 兆ドルまで成長した。これは、世界の機関投資家が運用する資産の1/4 に匹敵する。欧州では運用資産全体の50%以上においてESG 投資が採用。

- － 企業におけるESG関連リスクの管理・開示は、規制の導入のみならず、機関投資家によるESG投資におけるエンゲージメントを通じて、促されている。
- － 今やESG投資は特殊な投資手法という位置づけから、一般的な投資手法（メインストリーム）へと変貌を遂げようとしている。

◆CG改革との関連～日本国内でのESG投資に関する議論の深まり

(1) 金融庁におけるスチュワードシップ・コードの改訂（2014. 2➤改訂 2017. 5）

2017. 5 スチュワードシップ・コードが改訂され、投資先企業におけるESG要素の考慮が有益である旨明記されるとともに、パッシブ運用における積極的なエンゲージメントの必要性や複数の機関投資家による集团的エンゲージメントの有益性が追記された。

【2017. 5. 29 改訂】

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

3－3 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するもの）を含む及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、～

*7 ガバナンスと共にESG 要素と呼ばれる。

(2) 経産省における価値協創ガイダンスの発表

2017. 5 ESG・非財務情報開示などの促進のため、価値協創ガイダンスが発表された。機関投資家が、スチュワードシップ・コード責任を果たす観点から、企業のリスク・収益機会、あるいは企業価値を毀損するおそれのある事項を把握することが求められている状況において、ESGの要素がこれらとどのように関連し、影響を与えるかを理解することの重要性が指摘されている。

(3) 環境省によるESG対話プラットフォーム運用の本格化

- ・ “ESG対話に乗り遅れるな”と企業や投資家に、環境情報開示基盤整備事業～ESG 対話プラットフォーム・プログラムへの参加を呼び掛け。
- ・ 2018. 7. 22 環境省「ESG 金融懇談会」提言取り纏め。地球環境問題を中心に、109 頁にわたる参考資料集も公表。（正にバスに乗り遅れるな？）

(4) 金融庁・東証におけるCGコードの策定 2015. 6

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

【補充原則2－3①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

<改訂CGコード 2018. 6>

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【考え方】

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて定性的な説明

等のを行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。（パブコメ意見で唯一原案を修正した箇所！！）

(5) 経団連企業行動憲章

- ー 日本経済団体連合会（経団連）は2017年11月8日、IoTやAI、ロボット等革新技術を最大限活用し人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会「Society 5.0」の実現を柱として国連持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、企業行動憲章を改定した。
- ー 日本証券業協会も、SDGsの達成に向けた取組みを協会の重要課題と位置付け、「SDGs宣言」を公表した。第1条「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る取組み」、第2条「働き方改革そして女性活躍支援を図る取組み」、第3条「社会的弱者への教育支援に関する取組み」、第4条「SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み」。

(6) 日本公認会計士協会

平成30年2月9日付けで経営研究調査会研究報告第61号「サステナビリティ報告におけるマテリアリティに関する現状と課題ー効果的なESG情報開示に向けてー」を公表。

2018年7月 関根愛子会長

「昨今話題のESG（環境、社会、ガバナンス）投資の分野では、非財務情報が重要なファクターとなっています。当協会でも、非財務情報の開示の在り方や、財務情報と非財務情報を統合した企業報告などについて検討を進めています。さらに、情報の信頼性確保を担う公認会計士は、過去の情報が中心となっている財務情報だけではなく、将来的な予測や経営的視点を含んだ情報を取り扱っていくことにも取り組む必要があると考えています。」

(7) 日本内部監査協会

CIAフォーラム研究会「サステナビリティを基調としたCSR（企業の社会的責任）と内部監査の役割に関する研究会」（継続中で報告書は未公表）

【論点】

▼ここ数年進行してきたコーポレート・ガバナンス改革とどう関係するのか？

➤

○日本政府もESG投資を後押ししている。2014年2月に金融庁が発表した「日本版スチュワードシップ・コード」、2015年6月に金融庁と東京証券取引所が発表した「コーポレートガバナンス・コード」は、ともにESG投資の概念を推進する内容となっている。

○とはいえ、初期段階では攻めのガバナンスやROE経営、株主との関係が強調されて、ESG項目やステークホルダーとの関係は後景に退いていた観がある。改革の深化に伴い、ESGの重要性の認識が進んだように見える。CGコード改訂で唯一原案からの修正が実施されたのが、ESG関連であったことが象徴的である。

▼ROE経営の旗振り役であった伊藤邦雄教授がなぜESG経営でも先頭に立って旗を振りながら「ROESG」などを提唱しているのか？

3. 従来のCSR、SRI、グローバルコンパクトとの違いと共通性

(1) “企業の社会的責任”とCSRの違いと共通性

- ー CSRと「企業の社会的責任」は、原語と訳語という関係ではなく、両者を異なるものとして把握する傾向が現状では一般化している。

- －「企業に社会的責任を果たさせる」という「社会の論理」>1980年代以降「企業として社会的責任を果たす」という「企業の論理」への転換とみる立場。この立場からは、戦略的CSRへの展開は「社会的責任論」の衰退となる。（百田義治など批判的経営学）
- －CSRを“社会的責任”といった受け身の姿勢ではなく、本業のど真ん中で社会課題を解決する経営戦略として展開することで、次世代の競争優位を勝ち取ることができるとする立場。（主流の考え方）

(2) フィランソロピーと戦略CSRの違いと共通性

- －企業による社会貢献活動の総称。フィランソロピーは、アメリカでは個人や企業による社会貢献活動や、寄付行為に対する呼称として定着している。一方、日本ではフィランソロピーは「博愛主義」や「慈善」と訳され、企業による公益活動のみを意味することが一般的である。フランス語由来の「メセナ」と意味が混同されやすいが、メセナは企業による芸術、文化への支援活動をさし、フィランソロピーは企業の社会的な公益活動全般を指す。フィランソロピーには、企業による従業員のボランティア活動への支援、従業員が行った寄付に応じて企業も寄付を行なうマッチングギフトなど、メセナよりも多種多様の社会貢献が含まれる。
- －2006年に経営戦略論の泰斗マイケル・ポーターらが、従来のCSRをフィランソロピー的で受動的であると厳しく指摘し、経営戦略論の立場からCSRを論じはじめた。これにより、CSRの戦略性に俄然注目が集まるようになった。企業収益に結びつくCSR活動を志向せよというポーターらの強いメッセージは、厳しい競争環境のさなかにあり常に自社の強みを追求することに余念のない企業にとって、受け入れられやすく、今日では戦略的CSRの考え方が一般的となっている。（CSVは更にその発展形）

(3) CSRとESGの違いと共通性

- －ESGとCSRが対象とする課題は重なっている部分が多い。ただし、CSRは従来法的責任の範囲を超えた自主的な取り組みとしての慈善・寄付活動などとして認識されることが多い。
- －ESGは、投資家の意思決定の要因として位置付けられたことにより、投資家の関心事項である投資先企業の企業価値に影響を与える概念として認識・議論されている点に大きな違いがある。（ESG経営とESG投資の一体的理解が必要）
- －米国などでは、CSRの“Social”がSocialism（社会主義）を連想させるといって敬遠する向きもある。私企業には世の中に害悪を及ぼさないよう徹底して規制をかけるべきというニュアンスが含まれると受け取られている？
- －CSRよりはESGの方が評価項目を具体的に規定していて分かりやすいという利点。

(4) SRI（社会的責任投資）とESG投資の違いと共通性

- －欧米ではSRI（社会的責任投資）は100年近い歴史があるが、近年はあまり使われなくなった。
- －SRIと言うと、大半の投資家や運用機関からは、何か通常の投資とは違う、強く社会や環境を意識した倫理的な投資手法だ、と受け止められていた。
「投資によって得られる金銭的收益を犠牲にして、自らが考える社会的正義を実現しようとする特殊な行動だ」
- －SRIには否定的な見方も多く、社会や環境を意識した投資は財務リターンが低く、有効な投資手法ではないとする理解が一般的で、固定化してしまっていた。
- －国連が責任投資原則でESGを打ち出したことが大きな契機となった。SRIという言葉を使わず「新しい酒を新しい革袋に入れる」ことで固定観念を打破ろうとしたことが奏功した。
- －昨今、社会や環境を意識した投資は、同時に財務リターンも高く、また投資リスクが小さいという実証研究が大学研究者や金融機関実務者から発表されるようになった。

(5) グローバルコンパクトとMDGs、SDGsの違いと共通性

- ー 国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）の席上でアナン国連事務総長（当時）が提唱し、2000年7月26日に正式に発足した。
企業に対しその戦略と事業を人権、労働、環境、腐敗防止等に関する普遍的な10の原則に連動させ、国連の目的を推進する行動を取ることを要請するものである。160カ国の8,000社を超える企業が参加しており、世界最大の企業による持続可能性イニシアチブとなっている。国連グローバル・コンパクトは、SDGsをはじめとする国連の掲げる目標の達成に向けて活動を推進している。SDGsの実現には、ビジネス・セクターだけでなく市民社会・政府など様々なセクターとの連携が重要であり、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンも積極的な協働を推進している。
- ー MDGsは2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた01年から15年までの開発分野における国際目標である。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅など、8つの目標で一定の成果をあげ、後継となるSDGsに引き継がれた。
 1. 極度の貧困と飢餓の撲滅、
 2. 普遍的初等教育の達成
 3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、
 4. 幼児死亡率の削減
 5. 妊産婦の健康の改善、
 6. HIV／エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止
 7. 環境の持続可能性の確保、
 8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

ーSDGsとMDGsは次の相違がある。

- ①途上国の開発問題が中心で、先進国はそれを援助する側という位置づけであったMDGsに対し、SDGsでは開発側面だけではなく経済・社会・環境の3側面全てに対応し、先進国にも共通の課題として設定。
- ②目標も8から17に増えて包括的。
- ③SDGsでは課題解決のための企業の創造性とイノベーションを期待し企業の役割を重視。

ーSDGsの特色

- ①「普遍性」（先進国を含め、すべての国が行動する）、
- ②「包摂性」（人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さない）、
- ③「参画性」（すべてのステークホルダー＝政府、企業、NGOなどが役割を果たす）、
- ④「統合性」（社会、経済、環境は不可分であり、統合的に取り組む）、
- ⑤「透明性と説明責任」（モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ）

【論点】

▼ 民族紛争、宗教紛争や核廃絶問題など意見が分かれ易い平和問題での評価基準は何か
➤

○クラスター爆弾など非人道的兵器製造企業への投融資禁止で一定成果上げた事例

▼ SDGsの目標は途上国向けで日本など先進国とはあまり関係がないのではないか

4. 今なぜESG・SDGsが注目されるのか（背景）

(1) 現代の資本主義に対する危機意識の拡がり

- ・ 世界経済の成長の限界（長期停滞論）
 - ・ 地球温暖化に象徴される環境問題・エネルギー問題の深刻化
 - ・ 貧困と格差の拡大等社会矛盾の噴出
 - ・ 株主主権論、利益第一主義、ショートターミズムの弊害の顕在化
- 「健全な社会や健全な地球なくして、健全な企業活動を実現することができなくなっている」
「企業の活動が、健全な社会や健全な地球の状況に、影響を与えることが往々にしてある」
（ネガティブな影響もあればポジティブな影響もある）

(2) 国連を中心に制定された国際的行動規範による企業への圧力の増大

- ・社会的問題に対してより積極的に関与することを企業に求める動きが国連を中心に強化
- ・世界的な潮流となっており、むしろ日本は相対的に取組みが遅れていた
- ・株式市場での海外投資家の比重増大に伴い、日本企業への要求が高まる

(3) 政府の成長戦略の一環としてのCG改革の進展

- ・企業の存続が多くステークホルダーとの関係の中で位置づけられているという認識の拡がり
- ・「中長期的な企業価値の向上」や「持続的成長」を重視する価値観の拡大
- ・政府の積極的後押し（各省庁の競うような取組み）～金融庁、経産省、環境省、外務省等

(4) CSRと企業の成長戦略との一体化

- ・社会的責任としてのCSR、コストとしてのCSRが、戦略的CSRに考え方が変わることによって、利益確保を目指す成長戦略との一体化がやり易くなった
（逆に言えば、「社会的責任意識の希薄化」と「利益優先主義」の危険性と裏表）

(5) ブームとしての上滑り傾向

- ・「バスに乗り遅れるな」「皆で渡れば怖くない」
- ・パフォーマンスとしての取組み（賞狙い）

【論点】

▼なぜわざわざ新しい概念を持ち出す必要があるのか

➤

○「CSR」や「SRI」にまとりつくイメージを払拭する狙い？

5. ESG・SDGs経営の意義と取組み

(1) リスク管理の観点

- － ESG課題への対応が世界的に求められている現在、企業がその変化に対応せず、また対応を怠れば、企業自体にとっても、「社会的な操業許可（Social license to operate）」を失う結果となり得るという意味で、大きなリスクともなる。
- － ESGの観点を配慮しない企業は大きなリスクを抱えると判断され機関投資家に敬遠される。
→CGコード補充原則2－3①重要なリスク管理の一部としてとらえるべき旨規定

<リスク顕在化の事例> 日弁連ガイダンスから

ESGのうち特に社会（S）に関するリスクが顕在化した国内事例として、居酒屋チェーン運営会社の女性従業員過労自殺問題が挙げられる。同社は、2012年2月頃より、本問題に関する創業者の不適切な発言や会社の対応がメディアにおいて厳しく批判され、「ブラック企業」というレッテルを貼られ、顧客の足も遠のき売上も下落した。その結果、2015年末ころまで株価の下落の傾向が止まらなかった。

また、2016年10月頃より問題となっている大手広告代理店の女性従業員過労自殺事件では、同社は、労働基準法違反で書類送検・起訴されたばかりではなく、その過重労働を容認するかのような企業理念に関してメディアにおいて厳しい批判を受け、かつ複数の国・地方公共団体から入札資格の停止措置を受け受注の機会を失う事態に陥り、経営トップも辞任に追い込まれた。

また、ESGのうち特に環境（E）に関するリスクが顕在化した典型的な海外事例として、環境省の「ESG投資に関する基礎的な考え方」では、①石油企業がメキシコ湾で原油掘削中に爆発事故が発生し、大量の原油が海洋へ流出した事件、②自動車メーカーが排出ガス規制をクリアするため、不正なソフトウェアを自社製造自動車に搭載し販売した事件、③清涼飲料メーカーのアジア地域所在の

工場で地下水をくみ上げた結果、周辺住民の飲料水や生活用水が枯渇し水質汚染も進んだ事件が挙げられている。

一方、環境（E）に関するリスクが顕在化した国内事例としては、産業廃棄物が不法投入され企業の排出者責任が問われた豊島事件、大手製鉄所による排水データ改ざん事件等が挙げられる。

(2) 企業の持続的成長・企業価値向上の観点

- － ESGを企業価値に結びつける4つの経路 月刊監査役 2018.5 加賀谷 哲之
 - ①顧客ロイヤリティの向上、製品・サービス差別性の増大
 - ②従業員満足度の向上
 - ③特定投資家の獲得
 - ④企業の規律付けの改善
- － 企業価値の源泉としての無形資産の重要な要素としてESG
 - ＜経産省「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」＞
 - ・ 企業価値の源泉が、有形資産（工場設備等）から無形資産（人材、技術、ノウハウ、ブランド等）に変わってきている。
 - ・ 企業が「稼ぐ力」を高め、持続的な価値創造を実現し、長期的なリターンを得られる仕組み、すなわち経済の「インベストメント・チェーン」の全体最適化による持続的成長の確保。

(3) 企業の事業戦略の観点～ESG やグローバルな社会課題（SDGs 等）の戦略への組込

- － 戦略においては、ESG 等の要素をリスク・脅威としてのみならず、新たな事業を生み出し、また、ビジネスモデルを強化する機会としてどのように位置づけているか
- － 企業の収益機会としてのESG
企業が社会全体の課題を解決するための付加価値を提供することを通じて企業に収益機会をも創出し得るものである。（スチュワードシップ・コードに明記）
- － SDGs 採択で拡大する収益機会
SDGs 採択を通じて、ESG課題対処を通じたビジネス機会が拡大している。
SDGs が掲げる目標は、水・衛生（目標 6）、エネルギー（目標 7）、経済成長・雇用（目標 8）、インフラ・産業化・イノベーション（目標 9）、都市（目標 11）、消費・生産（目標 12）、気候変動（目標 13）など企業活動に密接関連する分野に及ぶ。現在、世界各国政府が貿易・投資や国際協力の局面でSDGs の達成に向けた施策やプロジェクトの実施を表明している。企業がSDGs を本業に取り込み、ESG課題の解決に資する製品・サービスを提供することにより、マーケットの拡大やプロジェクトの受注などの機会につながる可能性がある。

(4) 日本の伝統的経営観との親和性

- － 日本企業は、近江商人の「三方良し」に代表されるステークホルダーとの関係を重視した経営を歴史的に実践してきた。
- － にもかかわらず、必ずしもESGの観点で高い評価には結びついていない。（陰徳善事）

(5) 日本企業のESGに関する取組みへの評価（加賀谷論文）

- － 2017 年の調査で、日本企業は環境スコアは平均より高いがガバナンスと社会スコアは大きく平均を下回っている（Allianz Global Investors 調査）
- － SDGs への評価は 149 ヶ国中 18 位、特に「貧困」「ジェンダー」「クリーンエネルギー」「気候変動」「海洋」「陸・森林・砂漠化」「グローバル・パートナーシップ」の項目で目標にほど遠いと評価された。（独ベルテルスマン財団調査）
- － 日本企業のESG評価が低い4つの理由
 - ①ステークホルダーへの情報開示不足（ESG評価機関の評価対象からの漏れ） 陰徳？

- ②日本企業が重視する取組みと世界とのギャップ 「ビジネスと人権」
- ③中長期観点からのESG活動と企業価値との結びつきに関し説明不足(ストーリー性欠如)
- ④ESG活動に関する取組みの持続可能性への懸念
 米マイケル・ポーター教授「営業利益率15%、ROE15%に満たない企業の社会的課題解決に向けた取組みはCSVの範疇に入らない」
 「稼ぐ力の低い企業の社会的課題解決に向けた取組みは、必ずしも社会からその価値を認められている訳でないばかりでなく、業績悪化に伴い、予算が縮小されたり、廃止されたりする可能性が高い」(加賀谷)

(6) SDGsコンパス (SDGsの企業の行動指針、2016.3 日本語版)

- ー SDG Compass は、各企業の事業にSDGsがもたらす影響を解説するとともに、持続可能性を企業の戦略の中心に据えるためのツールと知識を提供するものである。
 GRI、国連グローバル・コンパクトおよび持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)が開発した。
- ー 企業がSDGsを利用する理論的根拠(企業メリット)
 - ①将来のビジネスチャンスの見極め
 - ②企業の持続可能性に関わる価値の向上
 - ③ステークホルダーとの関係の強化、新たな政策展開との歩調合せ
 - ④社会と市場の安定化
 - ⑤共通言語の使用と目的の共有

(7) ジャパンSDGsアワード 別紙資料A-7 参照

SDGs推進本部が公募し、SDGsの達成に向けて、優れた取り組みを行い企業・団体を表彰する制度。

第1回「ジャパンSDGsアワード」受賞団体(2017年度)

SDGs推進本部長(内閣総理大臣)賞	北海道下川町
SDGs推進副本部長(内閣官房長官)賞	・ 特定非営利活動法人しんせい ・ パルシステム生活協同組合連合会
SDGs推進副本部長(外務大臣)賞	・ 金沢工業大学 ・ サラヤ(株) ・ 住友化学(株)
SDGsパートナーシップ賞(特別賞)	・ 吉本興業(株) ・ (株)伊藤園 ・ 福岡県北九州市 ・ 公益財団法人ジョイセフ ・ 岡山大学 ・ 江東区立八名川小学校

【論点】

▼ E(環境)/S(社会)とG(ガバナンス)は並列的に評価されるべきものか。

➤

○環境・社会(E・S)とガバナンス(G)の関係性

環境・社会(E・S)とガバナンス(G)の要素は性質が異なり、必ずしも並列的に位置づけられるものではない。

(1) 性質の違い

環境・社会(E・S)～中長期的なリスク要因として企業の持続可能性に関連付けて認識
 ガバナンス(G)～企業価値を高める前提となる規律として認識

(2) 位置づけの違い

ガバナンス(G)は環境・社会(E・S)の課題対応に当たるための組織的共通基盤

▼ 社会的課題の解決は本来政府が担うべきものではないか。なぜ、企業が主役になるのか。

▼ 今まで「三方よし経営」の精神で経営してきた企業は従来通りのやり方のままで良いのか。

6. ESG投資（サステナブル投資）の手法と取組み

◆ESG投資家

- －年金基金や生命保険会社などの機関投資家がメイン（⇔個人投資家、事業法人）
長期志向の投資家（⇔短期志向）
株式投資において、ファンダメンタルズ分析を志向（⇔テクニカル分析）

－4 類型（足達英一郎）

- ①コーポレート・ガバナンスを重視する投資家
（外国人投資家が後押ししてきた日本のCG改革）
- ②社会課題起点のキャッシュフローを重視する投資家
（SDGsはビジネスにとって宝の山、戦略的CSR＝CSV）
（金銭的收益が同等程度期待できる二つの投資機会があれば、より環境、社会への好影響を実現しそうな方を選択しようとする投資家）
- ③ダウンスайдリスク回避を重視する投資家
（企業の暴走・不祥事によるステークホルダーとの信頼の崩壊の防止策の有無）
- ④ユニバーサルオーナーシップを重視する投資家
（ユニバーサルオーナーとは、CaIPERS, GPIF など巨額の運用資産を持ち、中長期的な視座にたつて、幅広い資産や証券に分散投資を行っている投資家が置かれた状況）
（健全な企業活動は健全な社会や地球なしには実現しないという考えの下、経済活動全体に悪影響を及ぼす要因を取り除く）

- ★「ESG投資家といっても、日本国内ではコーポレート・ガバナンスのみを重視する投資家が半数以上占めるのではないかと想像する。しかも、その場合のCGとは、専ら直截的な株主利益擁護を目的とする立場であるように見受けられる。」（足達）

◆ESG投資の手法（別紙資料B-4 環境省「ESG金融懇談会参考資料集」）

1. ネガティブ/排除スクリーニング
2. ポジティブ/ベスト・イン・クラススクリーニング
3. 規範に基づくスクリーニング
4. ESGインテグレーション
5. 持続可能性テーマ投資
6. インパクト/コミュニティ投資
7. 企業エンゲージメントと株主行動

◆パッシブ投資とアクティブ投資

- －パッシブ投資は、多数の銘柄でポートフォリオを組むことから、各社の個別ESG要素を投資評価にあたって考慮することは難しく、ESG格付け機関による評価スコアに依存。ESG評価が低い銘柄を投資対象から外すというアプローチでESG評価を活用。
- －アクティブ投資は、より各社の中・長期的な事業機会やリスクに重きを置くことから、投資対象企業の競争優位や将来直面する環境変化をより丁寧に分析することが求められる。
（対話・エンゲージメントの重要性）

◆ESG評価（GPIFの事例） 別紙資料B-5, 6, 7, 8

- －財務分析とは異なり、ESG評価については歴史が浅いこともあり、その評価手法については、現時点でスタンダードとなるものは確立されていない。また、評価する上で必要な情報の開示についても十分とは言えない状況。
- －採用したFTSE社とMSCI社のESG評価の相関関係をみると、緩い相関に留まっている

◆ESG投資インデックス、ESG投資インデックスの種類

- － ESG投資インデックスとは、文字通り、社会的責任に配慮した企業の銘柄だけで構成されている株価指数。ESG投資インデックスの役割は大きく2つある。1つ目は、ESG投資に対するベンチマークを提供するということ。自分たちのESGのポートフォリオが企業全体の成績に対して勝っているのか負けているのかを判断する指標としてESG投資インデックスが活用されている。ESG投資インデックスの2つ目の役割は、アカデミックな分野への貢献である。ESG投資インデックスがあることで、ESG投資そのものが市場全体に対して優れているのかどうか、すなわちCSRに配慮した企業の株価がそれ以外の企業の株価より上回るのかどうか、を判断することができる。昨今欧米でESGが盛り上がっている背景には、学術研究でESG投資が市場全体のパフォーマンスより高いという実証データが多数出てきていることが大きく関係している。
- － 現在世界的に有名なESG投資インデックスは以下の3つ。(1) MSCI ESG Indexes (2) DJSI (Dow Jones Sustainability Indices) (3) FTSE4Good Index Series 企業にとってこれら3つのインデックスに採用されることは大きな意味を持つ。

◆MSCIのESG評価基準(別紙資料参照 世銀グループ「債券投資へのESG要素の統合」) (金融サービス企業。株価指数の算出や、ポートフォリオ分析など幅広いサービスを提供)

◆ESG投資における機関投資家によるエンゲージメントの動向

企業におけるESG関連リスクの管理・開示は、規制の導入のみならず、機関投資家によるESG投資におけるエンゲージメントを通じて、促されている。

1. ESG関連リスクに着目した機関投資家のエンゲージメントの可能性

(1) 受託者責任を果たすためのESG投資

機関投資家がエンゲージメントを行う主たる目的は、ESG関連リスクの顕在化による企業不祥事の発生を未然に防止し、投資先企業の企業価値・株価を維持し、スチュワードシップ責任・受託者責任を果たすことにあると考えられる。

(2) 社会的責任・人権尊重責任を果たすためのESG投資

2. 機関投資家によるエンゲージメントの方法

(1) 開示・改善要求

(2) 議決権行使

(3) 集団的なエンゲージメントの可能性

(4) 株式売却・投資銘柄からの排除

(5) 企業不祥事発生時のエンゲージメントの強化

7. ESGをめぐる規制とESG関連リスクの管理

〈高橋大祐「ESG関連リスクの管理・開示のあり方」(旬刊商事法務NO.2146 2017.10.5)〉

◆ESGをめぐる関連規制の動向

1. 欧米におけるサプライチェーン管理規制・非財務情報開示規制の導入

(1) 環境分野での規制の導入

- ・ 2002年RoHS指令～EUにおいて、電化電気製品に関する輸入業者等に対し、サプライチェーンを通じて特定の有害物資の使用制限を要求(2011年規制強化)
- ・ 2006年REACH規則～EU域内への輸入業者等に対し、ピサプライチェーン全体における化学品の管理を要求
- ・ 2008年米国レイシー法改正～違法伐採林の輸入禁止、確認義務付け。
2010年EU木材規制～サプライチェーンにおける違法伐採林のデューデリジエンス義務付け

(2) 社会分野への規制の拡大

近年人権を中心とする社会分野においても、サプライチェーン管理規制・非財務情報開示規制が導入されている

- ・ 2012 年米国「紛争鉱物規制最終規則」採択（コンゴ民主共和国周辺国原産の紛争鉱物）
- ・ 2014 年 EU「非財務情報開示指令」採択～従業員 500 人超の公的利益を有する企業に対し、サプライチェーンを含め環境・労働・贈収賄・人権尊重に関するリスク対処状況の開示要求
- ・ 2015 年英国「現代奴隷法」採択～サプライチェーンを通じた奴隷・人身取引の廃絶のための取組状況に関して声明による開示を要求
- ・ 2015 年米国「米国貿易促進法・貿易執行法」採択～強制労働・児童労働によって生産された商品の輸入禁止、サプライチェーンにおける確認の推奨
- ・ 2017 年フランス「人権 D D 法」採択～子会社及びサプライチェーンを通じた D D 計画の策定・公表・実施の要求

(3) サプライチェーン管理規制の域外適用の可能性

欧米企業のサプライチェーンに組み込まれている日本企業も、顧客である欧米企業から、取引条件として規制の遵守を求められるという点で、実質的に規制の域外適用を受けている。規制を遵守しない場合は顧客を失う危険性がある。英国現代奴隷法については、英国で事業の一部を行っていれば直接適用され得ることから、多くの日本企業も同法に基づく開示対応を実施。

(4) 公共調達における環境・社会に配慮した基準の組入れ

- ・ EU では、2004 年に採択された「公共調達指令」などを通じて、調達に当たって環境に配慮する、グリーン調達が推進されてきた。2014 年改正では、環境負荷を含めたライフサイクルコストを調達先の選定に当たって考慮すべきことを明記したほか、社会・労働規制に違反した事業者を公共調達の入札から排除することを要請。
- ・ 米国では、2015 年改正の「連邦調達規則」では連邦公共事業の請負業者・下請業者に対し、人身取引への関与を防止するための具体的な禁止事項・要求事項を定めている。

2. ビジネスと人権に関する国際指導原則の採択の影響

以上のような急速なルール化の背景には、2008 年ジョン・ラギーにより提示されたラギーフレームワークを踏まえ、2011 年にビジネスと人権に関する国際指導原則（指導原則）が採択され、CSR の概念に思考転換が生じたことに一因がある。

(1) 人権尊重責任の一環として要求される人権 D D

指導原則は人権デューディリジェンスの実施を要求。自社の事業及びサプライチェーンによるステークホルダーの人権に対する負の影響（人権リスク）を評価・対処すること

(2) 指導原則による CSR 概念の思考転換

指導原則における人権とは、「国際的に認められた人権」を基準とする。ESG 課題を人権という前国家的・普遍的な概念を通じて捉え直すことにより、そのリスク管理を、企業の法的責任の範囲外の自主的取組みとしての CSR から、コンプライアンス課題そのものとして昇華したものと評価できる。こうした思考転換が、各国が指導原則を実施するための行動計画を策定する過程で、法規制の導入を推進する原動力となっている。

(3) NGO・メディアによるキャンペーンの変化

指導原則の採択を契機に、NGO やメディアにおいても、企業活動またはサプライチェーンにおける環境・労働など ESG にかかわる問題を人権侵害またはその加担の問題として取り扱った上で、キャンペーンを展開。企業は、たとえ自社の環境・労働規制上の法的責任はない旨の辯解が可能であるとしても、人権尊重責任の観点からコンプライアンス違反がまったくないと弁解することが法的にも困難になっている。

<キャンペーンによるリスク顕在化の事例> 高橋論文から

2013年に発生したバングラデッシュのラナプラザ事件（ビル崩壊で1127人死亡、負傷者2500人以上）では、縫製工場の過酷な労働環境や建物の安全性が問題視されたが、縫製工場に発注を行っていた先進国のアパレルメーカーは人権侵害に加担したものとしてNGO・メディアから強い批判を受けた。

3. 日本国内におけるルール化に向けた兆候

日本では、環境・社会をめぐるルール形成は、限定的なものに留まっていたが、近年ESGの各分野について広くルール形成が進む兆候が生じている。

(1) 調達に関するルール形成の進展

- ・2000年グリーン購入法に基づき、国・地方公共団体・事業者に対して環境配慮商品の購入が推奨されてきたが、努力義務を課すものにとどまり、要求事項も環境分野の特定項目に限定。
- ・2017年3月東京五輪に関する「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、調達コード）は、企業に対し広く持続可能性に関する基準の遵守を要求。法令遵守に加え、ESGの各要素に対応した様々な基準を含んでいる。リスクの確認・評価の上で、人権DDの実施が有益である旨明記したほか、コード遵守に関するサプライチェーンへの働きかけも要求しており、欧米におけるサプライチェーン管理規制とも符合している。

(2) 開示に関するルール形成の進展

- ・2004年成立の環境配慮促進法に基づき、事業者に対し、環境報告書の開示が推奨されてきたが、努力義務を課すものにとどまり、開示の範囲も環境分野に限定されていた。
- ・Gに関しては、2015年CGコードにより、ガバナンス報告書における開示の範囲が拡大。

(3) 国別行動計画の策定に向けて期待されるルール形成

- ・2016年11月日本政府はビジネスと人権に関する国別行動計画を数年内に策定すると発表。
- ・2017年7月日弁連「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」で公共調達における人権基準の組入れサプライチェーンを通じた人権リスクの管理状況などの非財務情報開示の義務付けなどを提言。

◆ESG関連リスクに関する管理のあり方

1. ESG関連リスクに関する多角的な分析の必要性

(1) 企業不祥事拡大の多様な要因

- ・法令違反のみならず、企業の法的責任の有無が明確でない場合であってもステークホルダーからの懸念・反感の大きさゆえに企業不祥事が拡大。

(2) ESG関連リスクが顕在化した事例からの示唆

- ・ESGリスクが顕在化した場合、様々な機序で企業価値の毀損が発生し得る

2. 企業活動の環境・社会に対する影響に関するデューディリジェンスの重要性

(1) 環境影響評価の限界

(2) 指導原則が要求する人権DDの手法参照の有益性

(3) 外部専門家への相談・ステークホルダーとの対話の重要性

3. リスクベース・アプローチの採用の有益性

(1) リスクの高さに応じたメリハリのある対応の有益性

(2) ESG関連規制との整合性

(3) DDプロセスにおけるリスクベース・アプローチの適用

4. サプライチェーンに対する影響力の行使の必要性

(1) ESG関連規制との整合性

- (2) 影響力行使における段階的な対応の重要性
- (3) サプライヤーとのコミュニケーション重視の有益性
- (4) C S R条項導入の有用性

5. E S G関連リスク管理のための内部統制システム整備の有効性

(1) ガバナンス強化の必要性

(2) 内部統制システムの要素

- ① 経営トップのコミットメントとしての人権方針などの策定
- ② リスクが典型的に高い企業活動に対する事前承認手続を含む社内規程の整備
- ③ 担当部署、相談窓口、内部通報・苦情処理制度の設置を含む組織・連絡体制の構築
- ④ 研修・教育の実施
- ⑤ 監査・モニタリングの実施
- ⑥ 危機管理体制の構築

(3) E S G関連リスク管理特有の留意点

- ・ 自社のみならずサプライチェーンにも適用することを検討すべき
- ・ 専門家への相談・ステークホルダーとの対話の重視
- ・ リスクベース・アプローチ

8. E S G関連リスクの開示と統合報告書

◆E S G投資の拡大と非財務情報開示フレームワーク

様々な団体により非財務情報に関する国際的な開示フレームワークが発表

(1) G R I (Global Reporting Initiative)

2013.5 G R I ガイドライン第四版 (G4)、2016 年新基準

(2) I I R C (International Integrated Reporting Council)

2013.12 国際統合報告フレームワーク 財務情報と非財務情報を統合的に報告するための国際的なガイドライン

(3) S A S B (Sustainability Accounting Standards)

2012.10 米国企業会計基準を決定する連邦企業会計基準審議会のサステナビリティ版

(4) 気候変動に関する開示フレームワーク

2017.6 金融安定理事会 (F S B) によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース (T C F D) が「気候変動関連財務情報の任意の開示の枠組みに関する最終報告書」発表

(5) 人権尊重に関する開示フレームワーク (UN Guiding Principles Reporting Framework)

2015.2 指導原則に基づく人権尊重責任の遂行状況の開示の枠組みとして発表

2017.3 企業の人権尊重状況を得点化して比較するための Corporate Human Rights Benchmark に関するイニシアティブが発足し、企業ランキングを発表

◆サステナビリティ (CSR) 報告ガイドラインを主導するグローバル機関

- ・ G R I ～サステナビリティ報告ガイドラインの中心的存在～
- ・ I S O が定めた I S O 26001、温室効果ガス算出方法で有名なガイドラインの C D P、紛争鉱物報告ガイドラインを制定している c f s i、財務情報と非財務情報の統合を試みる < I R > などなど。これらのガイドラインを全体として公式に統括する機関は今のところ存在していません
- ・ P R I ～E S G 投資推進の中心的存在～

◆E S G関連リスクに関する開示のあり方

1. D D ・ 内部統制のプロセスの開示の必要性

(1) 英国現代奴隷法との整合性

- (2) E U 非財務情報開示指令との整合性
- (3) 価値協創ガイダンスとの整合性

- 2. 重要業績評価指標 (KPI) の特定と開示の有益性
- 3. 日本企業における開示における課題克服の必要性
- 4. 多様な開示媒体の利用の可能性
- 5. 戦略的な非財務情報開示の有用性

ただし、リスク管理状況に関する開示をおざなりにして、E S G 課題にポジティブな影響を与える企業活動の開示のみに集中しすぎてしまうと、リスクを隠すための偽装として開示内容に対する信頼がかえって損なわれてしまう危険性がある。

◆企業不祥事発生時における対応・開示のあり方

- 1. 不祥事対応のプリンシプルに基づく対応の有用性
- 2. 有事のプリンシプルと平時の E S G 関連リスク管理・開示の関連性
- 3. 有事の開示におけるインサイダー取引防止の必要性

◆統合報告書

- ー 統合報告書は、主に大手企業が発行する、財務情報と非財務情報から構成される報告書（レポート）をいう。これは、株主や投資家、取引先などのステークホルダー（利害関係者）に対して、一冊で企業の経営実態や持続的な成長への取り組み、中長期的な価値創造などを紹介するもので、その内容については、中長期の経営戦略、環境・社会貢献への取り組み、企業統治（ガバナンス）の仕組み、財務諸表による業績分析などが柱となっている。
- ー 一般に統合報告書は、従来、独立して公表されていた財務情報と非財務情報を関連づけ、長期的な企業価値向上に繋がる取り組みを一覧できるようにすることで、年金基金などの長期的な機関投資家を開拓する狙いがある。なお、統合報告書の作成ガイドラインについては、その普及を主導する国際統合報告評議会（IIRC: International Integrated Reporting Council）が公表している
- ー 2017 年の統合報告書発行企業数は、前年比 50 社増の全 341 社となった。このうち、93%を東証一部上場企業が占めている。東証一部上場企業に占める統合報告書発行企業の割合は、発行企業数でみれば全体の 15%に過ぎないが、時価総額では 51%と過半数を超えた。
- ー 2017. 12 WICI ジャパンの「統合報告優良企業賞」、大賞に伊藤忠商事とオムロン
WICI（世界知的資本・知的資産推進構想）は、知的資産/資本や KPI の開示改善を目指す国際団体で、WICI ジャパンはその日本組織に当たる。

【論点】

▼最近はやりの統合報告はあの長い報告書を一体誰が読むのだろうか

9. CSR・ESG・SDGs への批判的見解(百田義治「CSR 批判のパースペクティブ」ほか)

A. 市場論者の CSR 批判

◎ミルトン・フリードマン（20 世紀後半におけるマネタリスト、新自由主義を代表する学者）

「ビジネスの社会的責任はたった一つしかない。それは、詐欺的行為を働かずに自由競争を行なうというようなビジネスのルールを守る限りにおいて、その持てるリソースを最大限利用して営利活動を行い、利益を増やすことに尽きる。」

「CSR はビジネスの基本目的と矛盾する、株主を犠牲にした無責任な経営者の越権行為であり、また公共問題に関する民主主義の責任を掘り崩すものである」

フリードマンによれば、CSR の主張は「純粋で純然たる社会主義」を説くものであり、社会主義の実現と同様に許されるべきことではなく、唯一の企業の社会的責任は「ゲームの規則の範囲内で、その資源を使用し、その利益を増大するように計画された活動に従事するこ

とである」。そして、このような活動は「慣習的な倫理」に従うものでなければならないと付言している（Friedman, 1970）。社会貢献活動などは政府や地方自治体やNGOのような非営利組織が、営利企業から集めた税金や個人からの献金を使って行えば良く、営利企業は利益を上げることのみに集中するのが最も効率的だ。企業に、ステークホルダーであるコミュニティに対する社会的責任分担を求める主張に対しても、そのようなやり方は企業活動を非効率にするばかりか、「全体主義」を助長するから良くないと考えている。

B. ボーゲルのCSR懷疑論

◎D. ボーゲル

CSRは採算に合う範囲で一定の役割を果たすニッチ戦略（限定された分野にかかわる戦略）であり、その成功や可能性に過大な期待をしても「何も得るものはない」というものである。市場には政府規制と市民規制の双方が必要であること、資本主義市場でもルールの確立が必要である。市民規制とは「国連、OECD、ILOなどの様々な国際行動規範＝ソフトロー」であり、「CSRないし美徳にかかわる慣行を促進したり、逆に抑制したりする市場の諸力」であり、「企業行動に対して法的に執行可能な基準を課すものではない。」企業に社会的責任を果たさせるには社会的規制が不可欠であり、そのためには政府の能力と市民社会の強化が必要である。

C. フレミングらのCSR終焉論～資本主義批判とCSR

◎フレミング

多国籍資本主義における現実の企業行動を直視すれば、CSRの理論と実践は社会的、経済的、財政的に危機に直面する世界システムを維持・継続させる社会構造の構成要素、その正当性の補完という役割を担わされているのであり、新自由主義イデオロギーに特有な発展を象徴するものであると位置づけられている。資本主義批判の立場からのアプローチであり、深刻な環境問題、エネルギー問題、南北格差など地球的規模の危機にある現代資本主義の変革が愁眉の課題であるという認識に基づき、現代CSR論における課題認識やその理論と実践の批判である。フレミングによれば、現代CSRに関する肯定的評価、あまりに楽観的な評価と研究の背景には、資本主義の正統性の復権・回復という資本主義に対する期待感があり、現代のCSRイニシアティブが発展・普及すればスミスの世界、私益と公益が両立する世界への回帰が可能であるかのごとく考えられている点にある。しかし、現代企業に私益と公益の追求を期待することは企業の本質を理解しない見解であると批判する。現代CSRの最大の特徴である「企業の自主的な取組み」の枠内におけるCSR実践を通して、私益と公益が自然と同時的に実現されるかの議論は楽観主義に過ぎない。

D. 「公益資本主義」の立場からの批判

（丹治幹雄氏 一般財団法人アライアンス・フォーラム財団理事）

<ESGの課題>

- ・排出権取引等の投機的取引による格差拡大（E）
- ・キリスト教の倫理観の押し付け（S）
- ・グローバリゼーションと多様性の軽視（人権問題等）（S）
- ・株主資本主義（株主価値最大化）の企業統治を前提にしたガバナンス評価（G）
- ・短期志向の「物言う株主」との対話 〃（G）
- ・株主以外の「社中」を犠牲にしたROE 偏重経営 〃（G）

<SDGsの課題>

- ・各国ごとの課題は同一ではない
- ・事業活動におけるCSRとしてではない、企業の事業戦略における位置づけ
- ・直接的なリターンや価値創造につながるのか？
- ・金融資本だけでなく、自然資本、人的資本、社会資本などの社中を念頭に置いた取り組みとなりうるか？

- ・数値基準だけで計ると短期志向にならないか？
- ・従来の国連の、特定の価値観に基づいた、且つ支援・協力のスキームではないのか？
- ・各国が自立して発展していき、中産階級が拡大するような仕組みとなっているか？

＜求められる方向性＞

- ・公益資本主義の観点から、SDGs を日本発のより普遍性があるものに変えられないか？
- ・基本的なガバナンス構造の見直し
- ・数値にとらわれない中長期的視点からの目標設定
- ・支援・協力型ではない自立的な発展を促す仕組みづくり
- ・民族、地域、国民、社会の特性を念頭に置いた多様な取り組みの明確化

E. ある会社法研究者からの懐疑論

◎仮屋広郷「ESG 投資によせて-ESG を考慮すべきことは自生的な社会規範なのか？」

- ・現時点では、アメリカにおいて、ESG要素を考慮することがパフォーマンスにもつながるという認識が浸透しているようには見えないし、ESG要素への配慮を求めることが社会規範になっていると評価することもできない。それどころか、アメリカにおいては、受託者が、ESG要素を考慮して、パフォーマンスが劣る投資を選択しようものなら、信託義務違反となりかねないとみておいた方が安全だろう。
- ・われわれは、社会的正義に弱い。社会という表現は水戸黄門の印籠のようなものだ。見せると「はは一つ」と引き下がる人が多く、「先に使った方が勝ちだよ」とニンマリしている人があちこちにいることを忘れてはいけない。
- ・社会的正義を掲げる投資のパフォーマンスが、そうでない場合に比べて劣っていても、ステュワードシップ責任には反しないと解釈することは、自分の利益のために受託者が行動しているかを十分に監視することができない受益者のことを考え合わせると、危険であるように思う。
- ・ESG投資は国際規範であるとされているが、それは自生的に形成された規範ではなく、業界利益を後押しすべく人為的に作られた規範である可能性がある。こうした現状において、ESG投資を社会規範・国際規範として位置付けて、それに従って行動してれば、そうでない場合に比べて投資パフォーマンスが劣っていても、ステュワードシップ責任には反しないと解釈を採用すると、受益者を犠牲にして業界団体の利益を後押しすることになりかねない。
- ・最近のESG投資の潮流は、人為的に進められている「運動」の観を呈している。社会の中で、ある種の活動が「運動」の観を呈するときには、得てして、社会を特定の方向に持っていこうとする狙いの下に、「お化粧」を施された主張が繰り返し広げられるものである。
- ・筆者はESG投資自体を否定するものではない。ESG投資を正当化するのであれば、「いまや社会規範になっているから」といった論法ではなく、受益者の意思に基づいて正当化する方向を探るべきではないか。既存の資産運用会社が主導するのではない、新しい形の資産運用形態（投資家と投資先が直結）に代わっていくべきではないか。

【論点】

▼ESGと公益資本主義は親和性があるように見えるのに、なぜ公益資本主義の立場から批判するだろう？

➤

○「『グローバリズム』とは、米国などの大国が、自分の文化、言語、ビジネス慣習などを他国に押しつけるための口実にすぎない（原文二氏）」との立場から、米国型株主主権主義に基づくCG改革に反対するのと同じ論理で、現行のESG・SDGsの在り方を批判しているものと思われる。

▼仮屋広郷一橋大学教授たちの批判をどう受け止めるか

➤

- 「企業の利益」と「社会的課題の解決（CSR・ESG）」の両立は決して容易な課題ではない。そこには多くの困難と落とし穴（陥穽）が潜んでいることを認識すべきである。そうした認識なしにブームに安易に便乗することは、結局企業価値の向上も社会的課題の解決の双方を台無しにしかねない。という、警告として受け止めるべきか。

10. ESG・SDGs経営が抱える問題点と課題とは何か

- ◆ここ数年でESG、SDGsに取り組む企業が急速な増加して一種のブーム現象となっている。とはいえ、ESGの三つの要素に十分な配慮を行うことで、企業はより優れた業績を上げることができ、投資家はより優れた運用成績を上げることができるという確信は、未だ多くの人たちの腹には落ちていないのではないか。
- ◆ESGブームが単なるブームとして終焉してしまう時こそが、地球や社会にとっては絶望的な事態を迎える危険性がある。各社の取組みの本気度が厳しく問われる。
- ◆最近のESG・SDGsをめぐる議論の中で、「企業の社会的責任」論の観点が意識的に希薄化あるいは無視されて、利益が上がる点が一面的に強調されている点に違和感を感じる。
- ◆企業にとって、また社会にとって、極めて重要な課題であるだけに、ブーム的な動きに潜む下記の危うさ、陥れかねない落とし穴（陥穽）への危惧を抱く。
 - ①持続性、継続性の問題。今のように各企業が高収益を上げている時は良いが、これが一転して収益が悪化した場合にどうなるか。
 - ②今のCG改革の目指すROE向上策とESGを通した社会的責任の遂行との相克。本業との結合、事業性の重視は、上手く行けばESGの推進力となるが、往々にして収益性を理由とした社会的責任の回避をもたらす危険性がある。
 - ③外向けの倫理性と内部での反倫理性、遠い問題での倫理性と近い問題（足元）での反倫理性が同居する問題。最近不祥事を起こし社会的に批判を浴びている企業の多くは、「ESG優良企業」である点は、こうした問題、「グリーンウォッシング企業問題」（うわべだけ環境保護に熱心にみせる企業）の危険性を示していないか。

【論点】

- ▼ESGの観点が薄い企業は、大きなリスクを抱えた企業であり、長期的な成長ができない企業だということを意味するのか。
- ▼どうすれば「グリーンウォッシング企業」に陥るのを回避できるか
- ▼ESG・SDGs経営は上場企業だけの問題か。非上場・中小企業はどう受け止めるべきか。

11. ESG経営における監査役の役割を考える（私見）

- ◆社会倫理的課題への監査役の取組み
世界的に企業がバナンスとビジネス倫理が関心を集めており、「企業がバナンスと良い世界をつくること、即ち倫理が表裏一体となり、同期する時代がきた」（入山章栄早大教授）とも言われている。そこまで言い切れるかは分からないが、企業にとって社会課題への取組みが大きな課題になっていることは間違いない。ESG課題への対応が求められている中、企業がその変化に対応せず、また対応を怠れば、企業自体にとっても、「社会的な操業許可（Social license

to operate)」を失う結果となり得るという意味で、大きなリスクともなる。そうした、状況の中で監査役等が果たすべき役割は何か。

◆一方では、ここ数年のCG改革の深化の中で、監査役が立ち向かうべき課題も見直しが求められている。まずは、何よりも「守りのガバナンス」の実効化であり、そのための内部統制監査の実効性向上のための取組であり、三様監査の連携強化において主導的役割を果たすことである。同時に、中長期的な企業価値の向上を目指す「攻めのガバナンス」への貢献、そのために「自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく」活動領域を拡大することが求められている。ESGなど社会的課題への取組みは、「守りのガバナンス」と「攻めのガバナンス」の両面に関する活動であり、かつ三様監査の連携の深化によって要の役割を担うものであり、そうした活動領域の拡大の最も重要な位置を占めるものになるであろう。

◆監査役監査の観点としては、以下のようなことが考えられる。

当然のことながら、企業としてのESG・SDGsへの対応の基本方針の決定は取締役会の責務であり、その具体的な業務の執行は業務執行取締役の責務である。従って、監査役の監査の対象は、基本方針の相当性であり、業務執行取締役の業務執行状況であり、それに対する取締役会の監督状況である。そこで、問題となるのは、監査役が監査する際の規準である。

◆監査役監査の規準

監査役監査の「監査」とは何か、「監督」とは何が違うのかについては、様々な考え方があるが、最も共感する鳥羽至英早大名誉教授の説では下記が要件となる。

<監査>

- 執行にかかる意思決定や判断そのものには関与せず、（⇒独立性）
- 監査の対象と確立された規準との合致の程度を確かめるために、（⇒規準）
- 証拠を客観的に収集・評価し、（⇒客観的評価）
- その結果を監査人の結論として関係者に伝達する組織的なプロセス（⇒報告）
- 二つの機能～保証機能と必要に応じて指導や助言を与える指導・助言機能

★監査は、最終的には、その監査結果を利用者に伝達することをもって完了し、評価結果に基づく何らかの意思決定に関与するものではない。この境界の正しい理解が重要。

◆ESG・SDGsに関する監査の規準と視点

監査とは、ある事象・対象に関し、遵守すべき法令や社内規程などの規準に照らして、業務や成果物がそれらに則っているかどうかの証拠を収集し、その証拠に基づいて何らかの評価を行い、評価結果を利害関係者に伝達することであり、規準としての諸規範は単に法令や社内規程に限定されない。CGコードなどのソフトローや、今まで見てきたISO26000や「グローバル・コンパクト」などの国際規範、更には経団連企業行動憲章などの業界ルールも含まれる。その点では、誰でもが認めるある種普遍的な共通規準が明確に設定できる領域は監査役監査に馴染みやすいと言えるであろう。

<ESG・SDGsに関する監査の観点>

①コンプライアンス遵守の観点

- ・法令・定款を対象とした狭義のコンプライアンス監査

②企業の社会的責任（CSR）の観点

- ・CSR・ESG・SDGsに関係する国際規範・社会規範の遵守
- ・ESG問題への積極的・能動的な対応（環境、社会、統治）
- ・社会の目、要請（広義のコンプライアンス監査）、広範なステークホルダーの視点が重要

③企業の健全で持続的な成長確保の観点

- ・ガバナンスのベストプラクティスとしてのCGコードの諸原則の観点

④内部統制の重要な構成要素としてのリスク管理の観点

- ・ 社会的価値観の変動 昔許されていた慣行が今や許されない（ハラスメント）
- ・ ブランドイメージの低下▶企業価値の毀損
- ・ 訴訟リスク（役員の民事責任、刑事責任）、行政処分リスク、風評被害リスク

⑤ESG経営に関する意思決定プロセスの合理性

◆監査役監査のアプローチ方法

ESGやSDGsに関わる業務執行の範囲は、それが本業と密接につながっているだけに、極めて広範囲に及ぶ。従って、監査役が業務の細部にわたってチェックを行うことは現実的ではない。チェックリスト的な監査は内部監査部門の任務である。内部統制システム監査と同様に、監査役の主な対象は、基本方針の相当性の判断と執行部門及び内部監査部門（監査報告改革後は会計監査人も）からの報告の聴取と重大なリスクの所在に関する協議である（その際に、三様監査会議が検討の場となり得る）。

併せて、非常に重要なポイントは、前記「10. ESG・SDGs経営が抱える問題点と課題」で述べた、また「9. 批判的見解」で論者が指摘している、ESG経営に危惧される落とし穴に陥ることのないように助言・提言することである。このことは、監査役の大切な役割だと思う。

特に重要な留意点は、下記の陥穽に陥っていないかを、実証的に検証し、問題点を指摘の上、経営者に自主的な是正を促すことである。

①グリーンウォッシング（greenwashing）

②企業収益が苦しい中で結局は利益が優先されて企業の社会的責任が疎かになること（コストの社外者や社会への不当な付け替えはないか）

③経営者個人の名誉・社会的名声・地位への執着が会社の利益より優先されていないか

★グリーンウォッシング（greenwashing）は、環境配慮をしているように装いごまかすこと、上辺だけの欺瞞（ぎまん）的な環境訴求を表す。安価な”漆喰・上辺を取り繕う”という意味の英語「ホワイトウォッシング」とグリーン（環境に配慮した）とを合わせた造語である。特に環境NGOが企業の環境対応を批判する際に使用することが多く、上辺だけで環境に取り組んでいる企業などをグリーンウォッシュ企業などと呼ぶ場合もある。

◆ESG経営とは、矛盾と陥穽に満ちた道程であることを意識しながら、様々な要素に配慮しつつ中長期的な取組みを、足が地についた形で着実に推し進めていくべきものであろう。そうして初めて「社会から信頼される企業」になり得る。その中で、監査役が重要な役割を果たし得る可能性は大きいと思われるが、その具体的な態様の探究は今後の課題である。

以上

【参考文献】

<提言・憲章>

- ・ 経団連「企業行動憲章」（2017年11月8日改定）
- ・ 経団連提言「Society 5.0—ともに創造する未来—」2018.11.5
- ・ 経産省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス－ESG・非財務情報と無形資産投資－（価値協創ガイダンス）」2017.5.29
- ・ 経産省「伊藤レポート2・0」2017.10
- ・ 環境省「すべての企業が持続的に発展するために－持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド－」2018.6
- ・ 環境省ESG金融懇談会「提言」2018.7.27
- ・ 日弁連「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイダンス（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」2018.8.23

- ・日本公認会計士協会「CSR マネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的考え方について」経営研究調査会研究報告第 26 号 2005. 7. 20
- ・日本公認会計士協会「CSR 報告書にみるサプライチェーンにおける CSR 課題への取組と開示」経営研究調査会研究報告第 58 号 2016. 6. 14

<論文>

- ・百田義治「CSR 批判のパースペクティブ—研究の方法と課題—」（商学集志、2016. 9）
- ・高橋大祐「ESG 関連リスクの管理・開示のあり方」（旬刊商事法務 NO. 2146-2147、2017. 10. 5）
- ・連載 國部克彦「あらためて CSR を考える」〈第 1～25 回〉（月刊監査役、2007. 11～2011. 11）
- ・仮屋広郷「ESG 投資によせて-ESG を考慮すべきことは自生的な社会規範なのか？」（法律時報、2018. 04）
- ・加賀谷 哲之「ESG 投資に日本企業はいかに対峙すべきか」（月刊監査役、NO682、2018. 5）
- ・菊地 裕太郎「ESG ガイダンス ～日弁連の取組～」（月刊監査役、NO686、2018. 9）
- ・武藤佳昭、吉田武史「日本企業にとっての人権侵害リスクとその対策」（月刊監査役 NO686、2018. 9）

<単行本>

- ・水口 剛『責任ある投資—資金の流れで未来を変える』（2013 年、岩波書店）
- ・笹谷秀光『CSR 新時代の競争戦略：ISO26000 活用術』（2013 年、日本評論社）
- ・谷本 寛治『責任ある競争力—CSR を問い直す』（2013 年、エヌティティ出版）
- ・岩井 克人『会社は社会を変えられる 社会問題と事業を〈統合〉する CSR 戦略』（2014 年、プレジデント社）
- ・谷本 寛治『日本企業の CSR 経営』（2014 年、千倉書房）
- ・足達 英一郎他『投資家と企業のための ESG 読本 単行本』（2016 年、日経 BP 社）
- ・小方信幸『社会的責任投資の哲学とパフォーマンス』（2016 年、同文館出版）
- ・國部 克彦他『CSR の基礎』（2017 年、中央経済社）
- ・水口 剛『ESG 投資 新しい資本主義のかたち』（2017 年、日本経済新聞出版社）
- ・日能研教務部『SDGs 国連 世界の未来を変えるための 17 の目標 2030 年までのゴール』（2017 年、みくに出版）
- ・藤田 香『SDGs と ESG 時代の生物多様性・自然資本経営』（2017 年、日経 BP 社）
- ・近藤久美子『CSV 経営と SDGs 政策の両立事例』（2017 年、ナカニシヤ出版）
- ・足達 英一郎他『ビジネスパーソンのための SDGs の教科書』（2018 年、日経 BP 社）
- ・事業構想大学院大学 出版部『SDGs の基礎』（2018 年、宣伝会議）
- ・笹谷秀光『経営に生かす SDGs 講座 —持続可能な経営のために』（2018 年、環境新聞社）
- ・アムンディ・ジャパン『社会を変える投資 ESG 入門』（2018 年、日本経済新聞出版社）
- ・日本ユニセフ協会『知っていますか？ SDGs』（2018 年、さえら書房）
- ・岡本 大輔『社会的責任と CSR は違う！』（2018 年、千倉書房）

<雑誌>

- ・「日経 ESG」日経 BP 社 2018 年 4 月に「日経エコロジー」から誌名変更

＜参考＞ 日弁連「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイダンス（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」2018. 8. 23

第1章 企業の非財務情報開示 第2節 非財務情報の開示内容

第5条 人権擁護への取組の開示項目

- ① 人権擁護への支持と尊重のために行っている取組
- ② 人権侵害に加担しないための取組
- ③ 人権侵害が生じた場合の救済・苦情処理メカニズム
- ④ 特別の配慮を必要とする、子ども、障がい者、社会的少数者、女性、高齢者などのグループへの人権擁護の取組

第6条 労働問題への取組の開示項目

- ① 強制労働の排除のために行っている取組
- ② 児童労働の排除のために行っている取組
- ③ 雇用や人事上の取扱いにおける差別の排除のために行っている取組
- ④ 労働時間規制に関する法令遵守やワークライフバランスの尊重のために行っている取組
- ⑤ ジェンダーの多様性尊重と格差解消のために行っている取組

第7条 環境問題への取組の開示項目

- ① 温室効果ガス排出量の削減等、気候変動対策のために行っている取組
- ② 省エネルギー、エネルギー効率向上、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発、活用のために行っている取組
- ③ 循環型社会形成に向けた環境配慮設計及び3R（リデュース、リユース及びリサイクル）の促進並びに廃棄物の適切な処理のために行っている取組
- ④ 事業に起因する環境汚染15を防止するための取組
- ⑤ 自然環境（水資源、森林資源等）の持続可能な利用、自然環境及び生物多様性の保全のために行っている取組

第8条 腐敗防止への取組の開示項目

- ① 贈賄防止方針、手続、基準
- ② 贈賄リスクの評価に利用される基準
- ③ 贈賄防止のために配分される内部統制のプロセス・リソース
- ④ 社員教育のための取組
- ⑤ 通報制度の概要

第9条 サプライチェーンに対する取組の開示項目

- ① 児童労働・強制労働、不安定雇用・賃金、危険な労働条件（建物の安全性・安全装置・労働衛生を含む）を含む労働慣行
- ② 人身取引その他の人権問題
- ③ 温暖化ガス排出及びその他の種類の水・環境の汚染
- ④ 森林破壊及びその他の生物多様性に関するリスク
- ⑤ 紛争鉱物に関するリスク
- ⑥ サプライヤーである中小企業に対する対話や支援の取組

第10条 コーポレート・ガバナンス強化への取組の開示項目

- ① 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組
- ② 公正な取引慣行の確保のための取組
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断するための取組
- ④ 当該企業が活動を行っている国において適切な税金の負担を行うための取組
- ⑤ サイバーセキュリティ・情報セキュリティを確保するための取組
- ⑥ 取締役会の説明責任を果たすために行っている取組
- ⑦ 少数株主が適切な議決権行使を行うために行っている取組
- ⑧ 取締役の報酬制度を適切に設定するために行っている取組

以上